

商 品 概 要 説 明 書

《 リフォームローン 》（一般型C）

（令和6年4月1日現在適用中）

1. 商品名	J Aリフォームローン
2. お使いみち	○申込本人またはその家族が居住するための既存住宅の増改築・改装・補修資金、その他住宅・土地に付帯する施設等の住宅関連設備資金、および他社リフォームローンの借換資金を対象とします。 なお、借入にかかる諸費用（事務手数料、振込手数料、印紙代、登記費用等）についても対象とします。 （住宅関連設備の例） ①門、塀、車庫、物置。 ②宅地内の植樹、造園、シロアリ駆除。 ③システムキッチン、ユニットバス、システムタイプの洗面化粧台。 ④冷暖房設備、給排水施設、家具・照明器具などのインテリア。 ⑤マンションの外壁、給排水施設などの共用部分の修繕工事負担金。 ⑥再生可能エネルギー発電システム（太陽光発電システム等）。 ※建物の屋根に設置するもののほか、野立て設置のものを含む。 ⑦耐震改修工事費。 ⑧融雪設備機器の購入・設置工事費。 ⑨外壁の塗装、屋根の塗装・葺替え、雨樋の取替え。 ⑩その他住宅本体以外のもの。
3. ご利用いただける方	○地区内に在住または在勤している方。 ○お借入時の年齢が18歳以上75歳未満でかつ、完済時年齢が80歳未満の方。 ○継続して安定した収入がある方。 ○当J Aが指定する保証機関（三菱UFJニコス株式会社）の保証が受けられる方。 ○その他当J Aが定める条件を満たしている方。
4. お借入金額	○10万円以上1,500万円以内（1万円単位）とし、所要金額の範囲内とします。 ※ただし、組合員以外の方については、10万円以上500万円以内（1万円単位）とします。
5. お借入期間	○1年以上15年以内
6. お借入利率	○次のいずれかよりご選択いただけます。 【固定金利型】 当初のお借入利率を、お借入期限まで適用いたします。（お借入期間中の見直し・変更はございません。） 【変動金利型】 J Aが定めた住宅ローンプライムレートを基準とした変動金利または銀行の長期プライムレートを基準とした変動金利をご選択いただけます。 お借入後の利率は、基準日（4月1日および10月1日）の基準利率（J Aが定めた住宅ローンプライムレートまたは銀行の長期プライムレート）により、年2回見直しを行います。基準日に対しそれぞれ6月および12月のご返済日の翌日から適用します。 ※「変動金利型」から、他の「変動金利型」への変更はできません。 ○お借入利率等、詳細については、当J Aの窓口へお問い合わせください。
7. ご返済方法	○元利均等返済（毎月の返済額（元金＋利息）が一定金額となる方法）とし、毎月返済方式、特定月増額返済方式（毎月返済方式に加え年2回の特定月に増額して返済する方式。特定月増額返済による返済元金総額は、お借入金額の50%以内、1万円単位です。）のいずれかをご選択いただけます。 ○変動金利型の場合、お借入利率に変動があった場合でも、ご返済額の中の元金分と利息分の割合を調整し、10月1日の基準日を5回経過するまでは、ご返済額を変更いたしません。5回目の10月1日の基準日には、ご返済額をお借入利率・残存元金・残存期間等に基づいて算出し直し、以降も基準日を5回経過するごとに同様の見直しを行います。変更後のご返済額は変更前のご返済額の1.25倍を上限といたしますが、当初のお借入期間が満了しても未返済残高がある場合は、原則として期日に一括返済していただきます。
8. 担保	○不要です。
9. 保証	○当J Aが指定する保証機関（三菱UFJニコス株式会社）の保証をご利用いただきますので、原則として保証人は不要です。
10. 保証料	○保証料内包型 お借入利率に含めて保証料をお支払いいただきます。 なお、保証料率は年0.8%となります。

11. 団体信用生命共済 (保険)	○ご希望により当 JA の所定の団体信用生命共済 (保険) にご加入いただけます。なお、加入される場合は借入利率に加算されます。詳しくは当 JA の窓口へお問い合わせください。
12. 苦情処理措置および紛争解決措置の内容	○苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情 (以下「苦情等」という。) につきましては、当 JA 本支店または金融部金融推進課 (電話: 092-322-2766) にお申し出ください。当 JA では規則の制定など苦情等に対処する体制を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 また、JA バンク相談所 (電話: 03-6837-1359) でも、苦情等を受け付けております。 ○紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当 JA 金融部または JA バンク相談所にお申し出ください。 福岡県弁護士会紛争解決センター 福岡県弁護士会館 (電話: 092-791-1840) 北九州法律相談センター (電話: 093-561-0360) 久留米法律相談センター (電話: 0942-30-0144)
13. その他	○お申込に際しては、当 JA および当 JA が指定する保証機関において所定の審査をさせていただきます。審査の結果によっては、ご希望に沿いかねる場合もございますので、あらかじめご了承ください。 ○お借入利率は、金融情勢等により変更することがあります。 ○ご返済額の試算については、当 JA の窓口へお問い合わせください。